

令和 年 月 日

保護者各位

県立長岡農業高等学校長

出席停止について(通知)

このことについて、申し出があった疾病は学校保健安全法第19条に基づき、他の生徒に感染するおそれのある間は登校できないことになっております。

出席停止の期間の基準は下記のとおりです。

記

1 出席停止の期間の基準 抜粋(学校保健安全法施行規則第19条による)

1 流行性耳下腺炎	耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
2 風疹	発疹が消失するまで
3 水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
4 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
5 インフルエンザ	別紙「療養解除届」参照
6 新型コロナウイルス感染症	別紙「療養解除届」参照
7 その他の学校感染症	医師の指示による

「5」「6」の疾患については、別紙「療養解除届」を提出してください。治癒通知書の提出は必要ありません。

- 出席停止の基準は上記のとおりですが、病状により医師において感染のおそれがな認めるときはこの限りではないので、登校については主治医に相談し、指示を受けてください。
- 出席停止期間中は、欠席扱いになりません。
- 登校するときは、必ず下記の治癒通知書を学校へ提出してください。

医療機関様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の児童生徒に感染するおそれなくなりましたら、保護者又は児童生徒に「出席(登校)してもよい」旨の指導をし、以下の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

治癒通知書

県立長岡農業高等学校

年 組 生徒氏名

上記の生徒は学校保健安全法第19条に基づき、出席停止を必要としたことを通知します。

- ・病名 ()
- ・診断日 令和 年 月 日
- ・出席停止を必要とした期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
令和 年 月 日

医療機関名

医師名